



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.03.16 No. 27 - 76

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

・安全運航と事故再発防止のため、「裁判勝利」に向け全力で取り組む・

3月1日

706 便事故 第 25 回公判

速報

検察・弁護提出証拠に対する証拠決定等

～ 今回は、詳報版は発行しません。～

3月1日の第25回公判に於いては、前回公判での検察の質問に対する機長の答えに関する補充説明、検察・弁護提出証拠に対する証拠決定等が行われました。（今回の第25回公判については、詳報版は発行致しません。）

以下は、機長組合による要約録取の概要です。詳細内容については、後日裁判所よりの公判記録を参照して下さい

< 前回公判での検察の質問に対する補充説明 >

前回 24 回公判に於ける検察の質問について、「質問内容が不明確なこともあり十分な説明が出来なかったので説明を加える」として機長から補充説明の供述書が新たに提出されました。

供述書の内容（要旨）は以下のとおりです。

1. 「検事への供述書ではオーバーライドなど考えもしなかったと述べているのに、公判で提出された供述書にその点が省かれているのは何故か」との質問について
 - ・その点を削除した記憶がなく、その供述書に記載されているのかどうか確認できず「削除されているならその理由は分からない」と答えた。
 - ・しかし、供述書を調べたところ、当該記述は記載されていたので、検事の質問に対する答えとしては「当該箇所は削除されていない」にしたい。
2. 「失速しそうなほど機首上げがあった時トリムをとるか」との質問について
 - ・単に「そのような状況で、トリムはとらない」と答えたが、AOM（航空機運用規程）に「Manually にトリムを取ってはいけない」との規定がある。
 - ・トリムは飛行機を安定させた状態で操作するのがパイロットの常識で、706 便のような Pitch が大きく変動している最中にトリムを取ることはありえない。

今回提出された供述書の内容について、検察、弁護それぞれから質問があり、それに対して機長から上記主旨の説明が行われました。



< 検察・弁護提出証拠に対する証拠決定 >

検察・弁護側から請求されている証拠を採用するかどうかについての裁判長の判断が示されました。

1. 航跡図、交信記録

裁判長：検察側から提出されている 706 便の航跡図は証拠として採用するが、交信記録は国際民間条約第 13 付属書 5.12 条 b にあたるので採用しない。

検察：異議有り。国際民間条約付属書は、国内法の効力がない。また、刑訴法（刑事訴訟法）323 条の解釈、適用を誤っている。

弁護人：条約には国内法の効力がある。裁判長の判断でよい。

裁判長：検察の異議には理由がない。検察官の異議は棄却する。

2. 機長報告書

裁判長：検察官から乙 2 号証（旧運輸省に提出された 706 便事故機長報告書）を刑訴法 323 条 3 号書面として取り調べたいとのことだが、裁判所としてこれは 323 条 3 号書面に該当しないと言うことで、採用はしない。これは開示されている口述に当たるのか？

検察：機長報告書は機体のピッチ変化についての部分が事故報告書に引用されており、公表されている。

弁護人：事故調査報告書自体に機長報告書が資料として入っていない。全体が開示されていない。事故調の加藤証人も必要なものだけを報告書に載せていると証言している。交信記録と同じ扱いにして頂きたい。

裁判長：一部は開示されているが、証拠物が一部だけというはおかしい。機長報告書の中には、開示されていない内容も含まれており、採用しない。

検察：異議有り。国際民間条約付属書は、国内的に効力はない。規範として用いることは、解釈の誤りがある。刑訴法に違反している。

弁護人：検察の意見には理由がない。

裁判長：検察の異議申し立てには理由がない。棄却する。

3. 検察での供述調書（注：各証人の肩書きは当時のもの）

裁判長：久次米（運航乗員訓練部企画グループ次長）、阪井（MD-11訓練室長）、加藤（訓練部副部長。訓練企画室長も歴任）、田中（名古屋空港支店整備グループ整備長）、西田（706 便の副操縦士）、各証人の検察調書は証拠として採用する。曾和証人（運航技術部長）の調書の一部（注：弁護人の不同意の部分）、及び、三橋証人（試験飛行室長）の調書は刑訴法 321 条 1 項 2 号書面の要件を満たさないので採用しない。

検察：三橋証人の調書には（法廷での証言と）相反性（注：調書の内容と法廷の供述が不一致となること）がないということか？

裁判長：相反性があるとの要件を満たしていない。相反性についての立証がなされているとは思わない。曾和証人の調書は相反性があるといえはるが、特信性（検察官の面前での証言が、特に信用のある状況でなされること）の要件を満たさない。

検察：裁判所は刑訴法 321 条 1 項 2 号の解釈適用を誤っている。異議を申し立てる。

弁護人：検察官の異議申立には理由がない。久次米、阪井、加藤、田中、西田、各証人の検察調書についての相反性については疑問がある。これらは、証人が法廷で述べたように、検察の誘導による検察の作文である。特信性（注：刑訴法により法廷供述とその調書が違う場合は特に信用性があればそれを裁判所に提出することができる）があるとは認められない。

裁判長：双方の意見には理由がない。異議は棄却する。

4. 警察での調書・鑑定書

裁判長：警察での調書については、刑訴法 328 条の弾劾証拠（注：警察での供述調書と公判での証言が異なっているという証拠）であり採用する。又、小林（現、運航技術部長）、岩村（現、MD-11 乗員部副部長）両証人の鑑定書は証拠として採用する。

検察：鑑定書については、刑訴法の解釈に誤りがあり、異議がある。証拠能力は認められない。

弁護人：鑑定書の要件を満たしている。

裁判長：検察の意見には理由はない。異議は却下する。検察、弁護とも他に証拠に対する意見はないか？

検察：ない。

弁護人：ない。

< ご遺族 五十嵐 徹氏の意見陳述 >

公判の最後に、故 谷口敦子さんのご遺族 五十嵐 徹氏の「被告機長、日本航空に対する被害者の感情」等についての意見陳述が約 20 分間行われました。

次回 第 26 回公判 03 年 3 月 24 日(水)10 時～

検察側論告求刑・弁護側最終弁論・被告機長陳述・結審

… 傍聴ご希望の組合員の方は、組合までお申し出下さい。…